

工業用水道事業に給水する場合の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市水道事業から本市工業用水道事業の水源として給水する場合における給水量、料金等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(給水量)

第2条 給水量は日量40,000立方メートルとする。

2 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、災害等の場合、工業用水道施設が損傷した場合その他のやむを得ない場合において、工業用水道事業における給水を確保するために必要があると認めるとときは、第1項の給水量を超えて給水することができる。

(給水の原則)

第3条 給水は、川崎市水道条例（昭和33年川崎市条例第18号）第19条第1項に規定するやむを得ない場合を除き、制限し、又は停止しない。

2 給水の制限又は停止によって工業用水道事業に生じた損害については、水道事業からの補てんは行わない。

(給水地点等)

第4条 給水地点は、川崎市中原区上平間1,668番地先とし、水道事業の配水管から分岐する給水管（これに直結する給水用具を含む。以下同じ。）を用いて、平間配水所において受水する。

2 前項の給水管は、工業用水道事業の負担において設置し、管理するものとする。

(メーター)

第5条 使用水量を計量するためのメーター（メーターの測定した使用水量を記録する機器を含む。以下同じ。）は、工業用水道事業の負担において設置

し、管理するものとする。

(使用水量)

第6条 使用水量は、前条のメーターにより毎月末日に計量する。

2 メーターに異状があった場合その他の使用水量が不明の場合は、管理者が
使用水量を認定する。

(料金)

第7条 水道料金の額は、前条の規定により計量をした日の属する月分として
当該使用水量により算定し、工業用水道事業において負担する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。